

沖縄県正社員転換・待遇改善実現プラン（概要）

別添 1

趣旨・目的

- 沖縄県における非正規雇用を取り巻く現状とこれに対応するための具体的な取組事項を掲げ、県内の非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を推し進めるため、厚生労働省において策定された「正社員転換・待遇改善実現プラン」を踏まえ、地域の実情に即した「地域プラン（地域計画）」として、「沖縄県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定する。

計画期間等

- **計画期間**は、平成28年度(平成28年4月)～平成32年度(平成33年3月)の**5ヶ年**とする。
- プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの**進捗状況を毎年把握・公表**する。
- プランの**中間年である平成30年度に**、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、**目標値等を見直す**ほか、**状況等の変化に対応し、目標値等を見直す**こともあり得る。

取組・目標

※目標値は平成28-32年度累計

取組

目標

①正社員求人の確保及び正社員就職に向けたマッチングの強化

- ハローワークにおける正社員求人数：136,100件以上
- ハローワークによる正社員就職件数：39,300件以上

②ひとり親（児童扶養手当受給者）への就職支援の強化

- ひとり親（児童扶養手当受給者）の就職件数：1,600件以上

③成長分野における人材育成の推進

- 公的職業訓練の修了3ヶ月後の就職件数：8,100件以上

④短時間労働者の正社員転換・キャリアアップ等処遇改善の推進

- パートタイム労働法第13条（正社員転換措置）の履行確保等を目的とする事業所訪問等の件数：1,200件以上

沖縄県正社員転換・待遇改善実現プラン

平成28年3月28日
沖縄労働局
正社員転換・待遇改善実現本部

沖縄県正社員転換・待遇改善実現プラン

目次

1. はじめに	1
2. 計画期間等	2
3. 非正規雇用を取り巻く現状	3
4. 具体的な取組事項	4
5. おわりに	5

沖縄県正社員転換・待遇改善実現プラン

1. はじめに

- 非正規雇用の問題や課題については、厚生労働省における審議会・研究会等でもたびたび指摘されてきたとおり、一般に、
 - ① 雇用が不安定である
 - ② 賃金が低く、経済的自立が困難である
 - ③ 能力開発の機会が不十分であるといった点があげられる。
- 昨今、雇用形態や働き方に対する価値観が多様化している側面があるとはいえ、総務省が行う労働力調査によれば、不本意ながら正規でない雇用形態で働く者の割合は、平成 27 年平均で 16.9%を占めるとされている。
- 政府としても、こうした状況を改めるべく、『日本再興戦略』改訂 2015—未来への投資・生産性革命—（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等において、雇用の質を高め、女性の活躍推進を更に推進するため、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させるとし、そのための取組を総合的に推進することを目的として、平成 27 年 9 月 24 日には、厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」（以下「本省本部」という。）が設置された。また、本省本部の設置を受け、同省の地方支分部局の一つである都道府県労働局においても同趣旨の本部を設置することとし、沖縄においては、平成 27 年 10 月 28 日に、沖縄労働局長を本部長とする「沖縄労働局正社員転換・待遇改善実現本部」（以下「沖縄労働局本部」という。）を設置した。
- 本省本部では、「正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策」（平成 27 年 9 月 25 日本省本部とりまとめ。以下「緊急対策」という。）に基づき、平成 28 年 1 月 28 日に「正社員転換・待遇改善実現プラン」（以下「本省プラン」という。）が策定された。これを受け、沖縄労働局本部においても、本省プランの趣旨に立脚しつつ、沖縄県における非正規雇用を取り巻く現状とこれに対応するための具体的な取組事項を掲げ、県内の非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を推し進めるため、緊急対策に基づく「地域プラン（地域計画）」として、ここに、「沖縄県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定する。

2. 計画期間等

- 沖縄労働局プランの計画期間は、本省プランと同様に、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヶ年間とする。
- 沖縄労働局プランに掲げる具体的な取組事項の進捗状況は、本省プランにおける進捗状況の公表時期を踏まえつつ、毎年公表する。また、計画期間の中間に当たる平成 30 年度においては、それまでの進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、具体的な取組事項やそれに関する目標等を見直すことがある。

3. 非正規雇用を取り巻く現状

- 沖縄県における有効求人倍率（新規学卒者を除き、パートタイムを含む。以下同じ。）は、平成 27 年において、県内の入域観光客数が 776 万人にのぼり過去最高を記録するなど、好調な観光関連産業にも牽引され、0.84 倍を記録した。これにより、0.69 倍を記録した平成 26 年に引き続き、本土復帰以後最高値を 2 年連続して更新した。平成 15 年から平成 18 年にかけて、沖縄県の有効求人倍率に全国的な景気上昇の波に乗った動きがみられなかった時期と比べ、平成 23 年以降の景気の上昇局面では全国並みかややそれを上回るほどの勢いで改善がみられることから、県内の雇用情勢は、近年、着実な改善がみられる状況にある。
- 他方、沖縄県の産業別就業構造については、全国と比較して、相対的に、製造業の占める割合が低く、宿泊業、飲食サービス業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が高くなっており、後者については一般に非正規雇用の割合が高い傾向にある。これを裏付けるように、県内労働者の非正規雇用労働者の占める割合は、平成 24 年における就業構造基本調査によれば、全国が 38.2%であるのに対して 44.5%にまでのぼり、とりわけ、年齢階層別と性別で見ると、若年者（15～34 歳の者。全国 35.3%、沖縄県 50.4%）と男性（全国 22.1%、沖縄県 30.5%）において全国との大きな開きがみられる。また、沖縄労働局における職業安定業務統計によると、平成 27 年平均では、非正規雇用の形態である有効求人数が 71.8%を占める一方で、常用、かつ、フルタイムでの就職を希望する有効求職者数は 72.2%を占めるなど、雇用の「質」の面で引き続き改善の余地があると認められるとともに、こうした状況を放置したままでは、県内の安定した雇用とこれに伴う経済社会の発展を阻害しかねない。
- 加えて、沖縄県では、昨今、子どもの貧困対策の重要性とその推進について県民世論が高まりをみせており、保護者における経済的貧困が子どもの貧困の諸要因のうち中核的な位置を占めるとも考えられるところである。

4. 具体的な取組事項

- 沖縄労働局（公共職業安定所（ハローワーク）を含む。以下この項において同じ。）において、本省プランに掲げられた目標の達成に寄与すべく、種々の取組事項について実施するほか、特に、次に掲げる取組について重点的に実施するとともに、それぞれの取組に関して設定する目標の達成に向けて、組織をあげて施策を推進する。

- ① 正社員求人を積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。また、フリーター等に配慮したキャリアコンサルティングを実施するなど、利用者それぞれの状況に対応したきめ細かな就職支援を行う。また、就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進に取り組む。

[目標] ※いずれも平成 28 年度から平成 32 年度までの累計。

- ✓ 正社員求人数 136,100 件以上
- ✓ 正社員就職件数 39,300 件以上
- ✓ ひとり親（児童扶養手当受給者）の就職件数 1,600 件以上
- ✓ 公的職業訓練の修了 3 ヶ月後の就職件数 8,100 件以上
（雇用保険適用就職に限る）

- ② 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号。以下「パートタイム労働法」という。）第 13 条の規定に基づき設けられている各事業所における正社員転換推進措置によって、短時間労働者の正社員への転換が推進されるように、好事例の収集・周知に取り組む。併せて、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件の周知、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策について、企業の取組を推進する。

[目標] ※いずれも平成 28 年度から平成 32 年度までの累計。

- ✓ パートタイム労働法第 13 条（正社員転換措置）の履行確保等を目的とする事業所訪問等の件数 1,200 件以上

5. おわりに

- 前述のとおり、沖縄県の雇用情勢は、有効求人倍率一つをとっても、本土復帰以後しばらくの間、0.1～0.2倍台で推移していた時期と比べれば、目を見張るほどの発展を遂げてきた。しかし、更なる高みを目指すには、全国ほどの急激な人口の減少が見込まれないことなどの沖縄県における強みを生かし、働く世代や次代を担う世代と企業がともに沖縄県の経済社会を持続的に発展させていく必要がある。
- そのために、国の行政機関の一翼を担う沖縄労働局として可能な限りの力を尽くすことはもとより、かねてからの関係行政機関・関係団体との連携を一層深めていくことが重要であることから、平成27年3月24日に、沖縄県知事、沖縄県経営者協会会長、日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長、沖縄労働局長の四者によってとりまとめられた「沖縄の雇用・労働環境の改善に向けた共同宣言～『沖縄の人材力を活かした経済社会の持続的発展』のために～」を一つの拠り所とするとともに、これに基づく取組や成果を目に見える形で県民に示していくことについても、継続して四者において検討していくことが必要である。
- このほかにも、沖縄労働局において、これまでに、沖縄県、沖縄市、宮古島市とそれぞれ締結した雇用対策協定や、沖縄県と一体となって平成26年より実施している「『人材不足分野における雇用管理改善』及び『非正規雇用労働者の正社員転換等』に係る要請」等の諸施策を通じて得た関係団体とのつながりも深化させながら、沖縄県の実情を踏まえつつ、県民が自らの希望や能力に応じ、将来にわたって安心して働くことができる環境をつくるために、各種施策の実施に全力を尽くしていく。